

無人航空機の登録制度及び省令で定める機器の範囲

の見直しに伴う飛行の許可・承認に関するQ&A

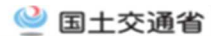
国土交通省 航空局

Q1 新たに創設された機体登録制度と飛行の許可・承認制度は何が異なりますか。機体登録をすれば、許可・承認の手続きは不要となりますか。

A 事故等の原因究明や安全上必要な措置の確実な実施を図る上での基盤とする無人航空機の所有者情報等の把握等の仕組みを整備することにより、無人航空機の飛行の安全の更なる向上を図る趣旨として航空法改正を行い、登録制度が施行されました。令和4年6月20日以降、「無人航空機の登録」が義務化され、登録されていない無人航空機は、飛行させることが出来なくなります（例外：届出を行った試験飛行）。

一方、飛行の許可・承認制度とは、無人航空機を屋外で飛行させる場合、地上の人や物件、有人航空機等の安全確保を図ることを目的とし、飛行禁止空域（空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区の上空、緊急用務空域）を飛行させる場合、もしくは次の方法（夜間、目視外、30m未満、イベント上空、危険物輸送、物件投下）で飛行させる場合、上述する「無人航空機の登録」とは別に、「航空局の飛行許可・承認」を必要とするものです。

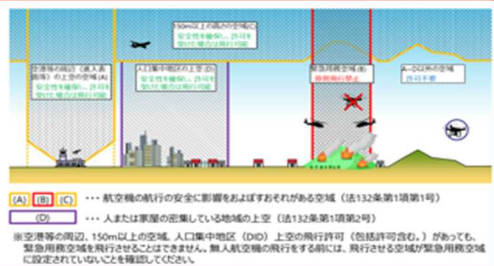
無人航空機に係る許可・承認制度について



飛行する空域

(1) 無人航空機の飛行に当たり許可を必要とする空域
以下の空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合においては、この限りでない。 ※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

- <航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域>
 - (A) 空港等の周辺の上空の空域【右図A】
 - (B) 消防、救助、警察業務その他の緊急用務を行うための航空機の飛行の安全を確保する必要がある空域【右図B】
 - (C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域【右図C】
- <人又は家屋の密集している地域の上空>
 - (D) 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区の上空【右図D】



飛行の方法等

(2) 無人航空機の飛行の方法
無人航空機を飛行させる際は、次の方法により飛行させなければならない。ただし、⑤～⑧について国土交通大臣の承認^{※1}を受けた場合はその限りでない。
※1 安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

<遵守事項>

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
 - ② 飛行前確認を行うこと
 - ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
 - ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ※①～④については令和元年6月19日公布の航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律にて追加された内容。令和元年9月18日に施行。



<飛行の方法>

- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視内（直接肉眼）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 第三者又は第三者の物件との間に距離（30m）を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、緑日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと



※(1)及び(2)②～④に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。(2)①に違反した場合には、1年以下の懲役または30万円以下の罰金を科す。
※(1)及び(2)⑤～⑧については、事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されない

Q2 飛行の許可・承認を取得していますが、航空局から登録記号の交付を受けた場合、改めて飛行申請を行う必要がありますか。

A すでに飛行の許可・承認を取得している飛行内容においては、改めて飛行申請を提出する必要はありません。

なお、令和3年12月20日から令和4年6月19日までの事前登録の期間中に登録申請をし、無人航空機の登録記号が割り当てられている場合には、飛行申請時に登録記号を記載することができます。(DIPSでの飛行申請方法は、最新の操作マニュアル等をご確認ください)

注意点として、令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号が表示されていない許可書等を所持している場合は、「別途送付される登録記号等の通知を許可書等と併せて飛行の際に携行する」必要があります。

(令和3年12月20日以降に発行される許可・承認書イメージ)

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

〇〇〇〇 殿

令和〇年〇月〇日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条第2項第2号及び第132条の2第2項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項: 航空法第132条第1項第2号
航空法第132条の2第1項第〇号、第〇号及び第〇号

許可等の期間: 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日

飛行の経路: (経路特定) 〇〇〇 (申請書のとおり)
(経路不特定) 〇〇〇 (飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る)

登録記号: 〇〇〇※多数機の場合は別添とすることも可

無人航空機: 〇〇〇※多数機の場合は、別添とすることも可

無人航空機を飛行させる者: 〇〇〇、〇〇〇※多数者の場合は別添とすることも可

条件:

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- 令和4年6月20日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。

Q3 飛行の許可・承認を取得していますが、登録システムで新たな製造番号を設定した場合、改めて飛行申請を行う必要がありますか。

A すでに飛行の許可・承認を取得している飛行内容においては、改めて飛行申請を提出する必要はありません。

なお、登録要領では、「自作した機体」又は機体を個別に識別する製造番号等が設定されていない「メーカー機」の場合にあっては、登録システムへの手続きにあたり、申請者（所有者）自らが付与ルールに基づいた製造番号（製造者のイニシャル2文字以内＋製造年（西暦）＋英数字14桁以内、英大文字・数字の組み合わせ20桁以内とする。）を自ら設定してよいこととしております。

付与ルールに基づき製造番号を変更した場合は、次回の飛行申請時において、航空局から割り当てられた「登録記号」に合わせ、新たに設定変更した製造番号にて申請書類を作成してください。

Q4 100g～199gの機体についても、飛行申請を提出する必要がありますか。

A 航空法施行規則の改正に伴い、無人航空機の定義がこれまでの200g以上から、令和4年6月20日以降、100g以上の機体に適用されることになりました。
※重量の考え方は、機体本体の重量とバッテリーの重量の合計値です。なお、バッテリー以外の取り外し可能な付属品（外付型のリモートID機器を含む。）の重量は含みません。

については、令和4年6月20日以降、屋外において飛行禁止空域を飛行させる場合、もしくは承認が必要な方法で飛行させる場合、登録記号が付与された機体で新たに飛行申請を提出する必要があります。

なお、100g～199gの機体の飛行申請受付開始時期は、令和4年6月初旬を予定しております。